

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 (国税11)(揮発油税:外)(地方揮発油税:外)
2	要望の内容	○ バイオ燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする制度を延長する。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度創設
6	適用又は延長期間	平成25年度～平成29年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ 地球温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から、バイオ燃料を混合したガソリンの普及を促進する。</p> <p>○ バイオ燃料の導入は、全国のガソリンスタンド(SS)で平成19年度に50ヶ所、平成20年度に新たに50ヶ所で一部限定的にスタートした。現在は関東圏を中心に、約3200ヶ所(平成24年7月現在)のSSで導入している。</p> <p>○ バイオ燃料の規格については、平成15年に揮発油等の品質の確保等に関する法律を改正し、ガソリンにバイオエタノールを最大3%混和することを可能とする規格の整備が行われ、平成24年3月には、最大10%混和することを可能とする規格の整備が行われた。</p> <p>○ 現在、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)により、石油事業者にはバイオ燃料の導入義務量が設定されており、当該導入義務量は平成29年度まで段階的に増加するよう設定されていることから、石油事業者が導入義務量分を供給(義務履行)し、計画を達成するためには、バイオ燃料の導入を着実に進めていく必要がある。他方で、バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、経済原理だけでは導入が進まない。したがって、本措置を延長し、バイオ燃料混合ガソリンとガソリンの価格差を是正して、バイオ燃料の導入を着実に進めていくことが必要。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法(平成21年8月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけ。</li> <li>・「政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用促</li> </ul>

		<p>進のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。」(同法第13条)</p> <p>○エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。」</li> <li>・「そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。」</li> </ul>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○ LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。(「エネルギー基本計画」平成22年閣議決定)</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○ バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、コスト高が混合したガソリンの販売価格に転嫁される可能性もあるが、本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約1.6円/L(バイオエタノール混合割合が3%の場合又はバイオETBE(バイオエタノールとイソブテンから製造される化合物)混合割合が7%の場合。以下同じ。)控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 適用件数(適用事業者数)</p> <p>平成20年度の適用件数 6件(3社)※</p> <p>平成21年度の適用件数 80件(13社)</p> <p>平成22年度の適用件数 116件(14社)</p> <p>平成23年度の適用件数 129件(16社)</p> <p>平成24年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)</p> <p>平成25年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)</p> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p>適用を受ける可能性のある事業者(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油特定加工業者として登録されている事業者)は20社程度。</p> <p>○ 適用数量&lt;経済産業省調べ&gt;</p> <p>平成20年度 約1万KL</p> <p>平成21年度 約8万KL</p> <p>平成22年度 約37万KL</p> <p>平成23年度 約36万KL</p> <p>平成24年度見込み 約35万KL</p> <p>平成25年度見込み 約43万KL</p> <p>(平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p>

	② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度の減収額 約 4 億円※</li> <li>・平成 21 年度の減収額 約 45 億円</li> <li>・平成 22 年度の減収額 約 199 億円</li> <li>・平成 23 年度の減収額 約 192 億円</li> <li>・平成 24 年度の減収額見込み 約 188 億円</li> <li>・平成 25 年度の減収額見込み 約 232 億円</li> </ul> <p>(平成 24 年度は平成 23 年度と同程度と推定。平成 25 年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p> <p>※本税制措置の創設は平成 21 年 2 月 25 日からであり、平成 20 年度の減収額は約 1 ヶ月間のもの。</p> <p>&lt;算出式&gt;減収額=適用数量×揮発油税 (53.8 円/L)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>○ 本税制措置等を活用し、平成 21 年度から平成 23 年度まで、それぞれ 5 万 KL、21 万 KL、21 万 KL のバイオエタノールの導入が図られている。平成 24 年度についても、21 万 KL のバイオエタノールの導入が図られる見込み。これにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られている。(単位は原油換算)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 25 年 3 月)</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>平成 21 年度 約 5 万 KL (原油換算)</p> <p>平成 22 年度 約 21 万 KL (原油換算)</p> <p>平成 23 年度 約 21 万 KL (原油換算)</p> <p>平成 24 年度見込み 約 21 万 KL (原油換算)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <p>○ バイオ燃料とガソリンの混合方式には、バイオエタノールをガソリンに混合する「直接混合」と、バイオ E T B E をガソリンに混合する「E T B E 方式」がある。我が国におけるガソリンに混合されたバイオ燃料におけるバイオ E T B E の割合は、99% (平成 23 年度) である。バイオ E T B E をガソリンに 7% 混合すると、設備投資にかかる費用等を含めてガソリン 1 L 当たり約 1.6 円程度のコスト高となる。</p> <p>バイオ燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高分を回収する仕組みがないため、バイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)</p> <p>○ 本税制措置を講じなければ、事業者はバイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり導入が進まなくなる。</p> <p>本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約 1.6 円/L 控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることとなり、バイオ燃料混合ガソリンの普及が進むと考えられるため、税収減を是認する効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 本税制措置を講じない場合、事業者はバイオ燃料の原料コスト高分をバイオ燃料混合ガソリンの価格に上乘せし、通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得ない。加えて、ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格のバイオ燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択することが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるためには、バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p><b>【規制措置】</b></p> <p>○ 「エネルギー供給構造高度化法」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけるものであり、今後、導入量自体は増加するが、目標達成に向けては引き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。</li> <li>・ 法律では、導入義務を課すのと同時に、バイオ燃料の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている（同法第13条）。</li> </ul> <p><b>【通常ガソリンとの価格差の是正】</b></p> <p>バイオ燃料については、原料が割高であることのほか、追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にするために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることで価格差を是正。</p> <p>&lt;予算&gt; 「バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金」 → 環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために、事業者に対しインフラ（貯蔵タンク、配管等）整備にかかる費用について支援を行うもの。</p> <p>&lt;関税&gt; 「バイオETBE関税の無税化措置」 → 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の免税措置と併せて、バイオETBE関税についても無税化し、原料の割高等のバイオETBE混合ガソリンのコスト高分を低減させるもの。 (仮に関税無税化措置を講じない場合、バイオETBE混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し、ガソリン税の免税措置による効果を打ち消すこととなる。)</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—